

インフォメーション

令和 7 年 5 月 1 日

税理士法人 松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

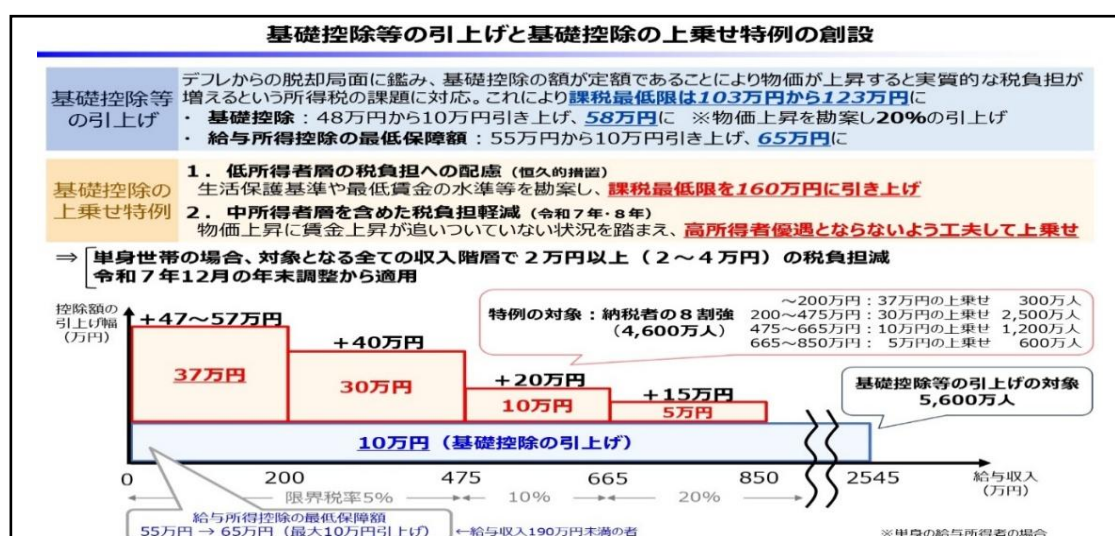
基礎控除の上乗せ特例の創設

基礎控除 48 万円⇒最高 95 万円に！

令和 7 年度税制改正により基礎控除額が 10 万円引き上げられる措置が講じられておりますが、さらに所得に応じて基礎控除額を上乗せする特例が創設されました。

1. イメージ図

基礎控除の上乗せ額は、高所得者優遇とならないように、所得の増加に応じて段階的に引き下げられています。以下のイメージ図が財務省より公表されています。



https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/20250417syotoku.html 財務省 HP より

2. ポイント

① 基礎控除の合計額

給与の年収ごとの基礎控除額をまとめると以下のようになります。

給与の年収	従前	上乗せ	合計基礎控除
0 円～200 万円	48 万円	10 万円＋37 万円	95 万円
200 万円～475 万円		10 万円＋30 万円	88 万円
475 万円～665 万円		10 万円＋10 万円	68 万円
665 万円～850 万円		10 万円＋5 万円	63 万円
850 万円～2545 万円		10 万円＋0 円	58 万円

② 適用期間

基礎控除の上乗せ措置は令和 7 年より適用され、年収が 200 万円以下の人については恒久的な措置、年収が 200 万円を超える人は令和 7～8 年の 2 年間の限定措置となっています。

③ 課税最低限を 160 万円に引き下げ(年収の壁)

今回の基礎控除の上乗せ特例の創設により、給与収入が 160 万円までの人はその年の所得税額が 0 円となります。

【(給与収入 160 万円)－(給与所得控除額 65 万円)－(基礎控除額 95 万円)＝課税所得 0 円】⇒所得税 0 円